

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公開番号】特開2018-177198(P2018-177198A)

【公開日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2018-17277(P2018-17277)

【国際特許分類】

B 6 0 H 1/32 (2006.01)

B 6 0 H 1/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 H 1/32 6 1 3 M

B 6 0 H 1/00 1 0 2 P

B 6 0 H 1/32 6 1 3 P

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月6日(2019.5.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

空調装置(1)の筐体を構成する空調ケースであって、前記筐体の内側に空気が流れる通風路(30)を形成する第1ケース本体(11)と、前記第1ケース本体と共に前記筐体の内側に前記通風路を形成する第2ケース本体(21)と、

前記第1ケース本体のうち前記第2ケース本体側の端部に設けられ、前記通風路側に位置する内壁部(14)、前記筐体の外側に位置する外壁部(13)、および、前記第1ケース本体側で前記内壁部と前記外壁部とを接続する底部(15)を有する凹部(12)と、

前記第2ケース本体のうち前記第1ケース本体側の端部に設けられ、断面視における板厚が前記第2ケース本体から前記底部に向かって次第に小さくなるテーパ部(23)を有し、前記凹部の前記内壁部と前記外壁部との間に嵌合する凸部(22)と、を備え、

前記テーパ部の前記外壁部側の面(23a)と前記テーパ部の前記内壁部側の面(23b)とにより形成されるテーパ角(2)は、前記外壁部の前記内壁部側の面(12a)と前記内壁部の前記外壁部側の面(12b)とにより形成される内角(1)より大きく、

前記凸部は、前記テーパ部と前記第2ケース本体との間に、断面視における板厚の変化が前記テーパ部よりも少ないストレート部(25)をさらに有する、空調ケース。

【請求項2】

前記凹部は、前記底部側から前記第2ケース本体側に向かって前記内壁部と前記外壁部との間隔が次第に大きくなるテーパ状である、請求項1に記載の空調ケース。

【請求項3】

前記凸部は、前記テーパ部の前記第2ケース本体とは反対側に、断面視におけるテーパ角が前記テーパ部のテーパ角よりも大きい先端部(24)をさらに有する、請求項1または2に記載の空調ケース。

【請求項4】

前記外壁部の前記テープ部側の面(12a)または前記テープ部の前記外壁部側の面(23a)の少なくとも一方の表面粗さは、前記第1ケース本体または前記第2ケース本体の表面粗さよりも大きく、

前記内壁部の前記テープ部側の面(12b)または前記テープ部の前記内壁部側の面(23b)の少なくとも一方の表面粗さは、前記第1ケース本体または前記第2ケース本体の表面粗さよりも大きい、請求項1ないし3のいずれか1つに記載の空調ケース。

【請求項5】

空調装置(1)の筐体を構成する空調ケースであって、

前記筐体の内側に空気が流れる通風路(30)を形成する第1ケース本体(11)と、前記第1ケース本体と共に前記筐体の内側に前記通風路を形成する第2ケース本体(21)と、

前記第1ケース本体のうち前記第2ケース本体側の端部に設けられ、前記通風路側に位置する内壁部(14)、前記筐体の外側に位置する外壁部(13)、および、前記第1ケース本体側で前記内壁部と前記外壁部とを接続する底部(15)を有する凹部(12)と、

前記第2ケース本体のうち前記第1ケース本体側の端部に設けられ、前記凹部の前記内壁部と前記外壁部との間に嵌合する凸部(22)と、を備え、

前記凹部の前記外壁部の前記凸部側の面(12a)または前記凸部の前記外壁部側の面(22a)の少なくとも一方の表面粗さは、前記第1ケース本体または前記第2ケース本体の表面粗さよりも大きく、

前記凹部の前記内壁部の前記凸部側の面(12b)または前記凸部の前記内壁部側の面(22b)の少なくとも一方の表面粗さは、前記第1ケース本体または前記第2ケース本体の表面粗さよりも大きく、

前記外壁部の前記凸部側の面または前記凸部の前記外壁部側の面の少なくとも一方の表面粗さは、十点平均粗さがRz10以上であり、

前記内壁部の前記凸部側の面または前記凸部の前記内壁部側の面の少なくとも一方の表面粗さは、十点平均粗さがRz10以上である、空調ケース。

【請求項6】

前記凸部は、断面視における板厚が前記第2ケース本体から前記底部に向かって次第に小さくなるテープ部(23)を有し、

前記外壁部の前記テープ部側の面(12a)または前記テープ部の前記外壁部側の面(23a)の少なくとも一方の表面粗さは、前記第1ケース本体または前記第2ケース本体の表面粗さよりも大きく、

前記内壁部の前記テープ部側の面(12b)または前記テープ部の前記内壁部側の面(23b)の少なくとも一方の表面粗さは、前記第1ケース本体または前記第2ケース本体の表面粗さよりも大きい、請求項5に記載の空調ケース。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するため、請求項1に係る発明は、空調装置(1)の筐体を構成する空調ケースであって、

筐体の内側に空気が流れる通風路(30)を形成する第1ケース本体(11)と、

第1ケース本体と共に筐体の内側に通風路を形成する第2ケース本体(21)と、

第1ケース本体のうち第2ケース本体側の端部に設けられ、通風路側に位置する内壁部(14)、筐体の外側に位置する外壁部(13)、および、第1ケース本体側で内壁部と外壁部とを接続する底部(15)を有する凹部(12)と、

第2ケース本体のうち第1ケース本体側の端部に設けられ、断面視における板厚が第2

ケース本体から底部に向かって次第に小さくなるテーパ部(23)を有し、凹部の内壁部と外壁部との間に嵌合する凸部(22)と、を備え、

テーパ部の外壁部側の面(23a)とテーパ部の内壁部側の面(23b)とにより形成されるテーパ角(2)は、外壁部の内壁部側の面(12a)と内壁部の外壁部側の面(12b)とにより形成される内角(1)より大きく、

凸部は、テーパ部と第2ケース本体との間に、断面視における板厚の変化がテーパ部よりも少ないストレート部(25)をさらに有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項5に係る発明は、空調装置(1)の筐体を構成する空調ケースであって、筐体の内側に空気が流れる通風路(30)を形成する第1ケース本体(11)と、第1ケース本体と共に筐体の内側に通風路を形成する第2ケース本体(21)と、第1ケース本体のうち第2ケース本体側の端部に設けられ、通風路側に位置する内壁部(14)、筐体の外側に位置する外壁部(13)、および、第1ケース本体側で内壁部と外壁部とを接続する底部(15)を有する凹部(12)と、

第2ケース本体のうち第1ケース本体側の端部に設けられ、凹部の内壁部と外壁部との間に嵌合する凸部(22)と、を備え、

凹部の外壁部の凸部側の面(12a)または凸部の外壁部側の面(22a)の少なくとも一方の表面粗さは、第1ケース本体または第2ケース本体の表面粗さよりも大きく、

凹部の内壁部の凸部側の面(12b)または凸部の内壁部側の面(22b)の少なくとも一方の表面粗さは、第1ケース本体または第2ケース本体の表面粗さよりも大きく、

外壁部の凸部側の面または凸部の外壁部側の面の少なくとも一方の表面粗さは、十点平均粗さがRz10以上であり、

内壁部の凸部側の面または凸部の内壁部側の面の少なくとも一方の表面粗さは、十点平均粗さがRz10以上である。